

土木工事標準仕様書改正資料

令和 8 年 10 月

名古屋市緑政土木局

R8. 10 改正について(土木工事標準仕様書)

改正の凡例

新規・追記	あああああ
削除	いはいはい

土木工事標準仕様書

第1編 総則編

第1章 総則

1. 1. 23 建設副産物

10. 計画書等の取扱い

請負人は、前第4項及び前第5項の計画書については、~~コブリス・プラス（建設副産物情報交換システム）（以下「COBRIS」という。）~~で下記の（1）（2）を登録し、（3）（4）（5）（6）（7）を**施工計画書**に含め監督員に**提出**しなければならない。

- （1）再生資源利用計画書（COBRIS 様式1）
- （2）再生資源利用促進計画書（COBRIS 様式2）
- （3）~~COBRIS~~コブリス・プラス（建設副産物情報交換システム）の工事ID
- （4）建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証（民間受入地の場合に限る。）の写し
- （5）収集運搬、処理業者の許可証の写し
- （6）廃棄物処理委託契約書の写し
- （7）運搬ルート図

なお、当初請負金額100万円未満の工事で、前第5項に規定する**建設副産物の搬出**を含む場合については、上記（4）（5）（6）（7）を**施工計画書**に添付すること。

1. 1. 実施書の提出

請負人は、前第6項（1）または（2）を作成した場合には、工事完了時までに実施状況を~~COBRIS~~コブリス・プラス（建設副産物情報交換システム）へ登録し、実施書を監督員に**提出**しなければならない。

1. 1. 42 諸法令の遵守

1. 諸法令の遵守

- （3）~~下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月法律第51号）~~
製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（令和7年5月法律第41号）
- （5）労働安全衛生法 ~~（令和4年6月法律第68号）~~
（令和7年5月法律第33号）
- （6）作業環境測定法 ~~（令和4年6月法律第68号）~~
（令和7年5月法律第33号）
- （10）健康保険法 ~~（令和6年6月法律第47号）~~
（令和7年6月法律第74号）
- （13）出入国管理及び難民認定法 ~~（令和5年12月法律第84号）~~
（令和7年6月法律第75号）
- （14）道路法 ~~（令和5年5月法律第34号）~~
（令和7年4月法律第22号）

- (15) 道路交通法 ~~(令和 5 年 6 月法律第 56 号)~~
~~(令和 6 年 5 月法律第 34 号)~~
- (16) 道路運送法 ~~(令和 5 年 4 月法律第 18 号)~~
~~(令和 6 年 5 月法律第 23 号)~~
- (22) 港湾法 ~~(令和 4 年 11 月法律第 87 号)~~
~~(令和 7 年 4 月法律第 25 号)~~
- (25) 航空法 ~~(令和 5 年 6 月法律第 63 号)~~
~~(令和 7 年 6 月法律第 55 号)~~
- (28) 森林法 ~~(令和 5 年 6 月法律第 63 号)~~
~~(令和 7 年 5 月法律第 48 号)~~
- (42) 建築基準法 ~~(令和 6 年 6 月法律第 53 号)~~
~~(令和 7 年 5 月法律第 35 号)~~
- (50) 船員法 ~~(令和 6 年 5 月法律第 42 号)~~
~~(令和 7 年 5 月 14 日法律第 32 号)~~
- (51) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 ~~(令和 5 年 5 月法律第 24 号)~~
~~(令和 7 年 5 月法律第 32 号)~~
- (54) 自然公園法 ~~(令和 3 年 5 月法律第 29 号)~~
~~(令和 4 年 6 月法律第 68 号)~~
- (55) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 ~~(令和 6 年 6 月法律第 54 号)~~
~~(令和 6 年 12 月法律第 49 号)~~
- (64) 資源の有効な利用の促進に関する法律 ~~(令和 4 年 5 月法律第 46 号)~~
~~(令和 7 年 6 月法律第 52 号)~~
- (65) 最低賃金法 ~~(平成 24 年法律第 27 号)~~
~~(令和 4 年 6 月法律第 68 号)~~
- (66) 職業安定法 ~~(令和 4 年 6 月法律第 68 号)~~
~~(令和 6 年 6 月法律第 50 号)~~
- (67) 所得税法 ~~(令和 6 年 5 月法律第 26 号)~~
~~(令和 7 年 6 月法律第 74 号)~~
- (69) 船員保険法 ~~(令和 6 年 6 月法律第 47 号)~~
~~(令和 7 年 6 月法律第 80 号)~~
- (70) 著作権法 ~~(令和 6 年 6 月法律第 55 号)~~
~~(令和 7 年 4 月法律第 27 号)~~
- (71) 電波法 ~~(令和 5 年 12 月法律第 87 号)~~
~~(令和 7 年 4 月法律第 27 号)~~
- (78) 個人情報保護に関する法律 ~~(令和 5 年 11 月法律第 79 号)~~
~~(令和 6 年 6 月法律第 46 号)~~

1. 1. 48 特許権等

3. 著作権法に規定される著作物

発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法 2 条第 1 項第 1 号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

1. 1. 53 監理技術者等及び現場代理人

6. 監理技術者、監理技術者補佐の選任

(1) 請負人は、監理技術者~~または専任特例2号の場合の監理技術者補佐~~を置くときは、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって監理技術者講習を受講している者のうちからこれを選任するものとする。また、監理技術者は常時、監理技術者資格者証を携帯しなければならない。

(2) 請負人は、~~専任特例2号の場合の~~監理技術者補佐を置くときは、主任技術者の資格を有する者のうち、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格者証の交付を受けている者のうちからこれを選任するものとする。~~また、監理技術者補佐は、常時、監理技術者資格者証等を携帯しなければならない。~~なお、監理技術者補佐は、資質向上を図るため監理技術者講習の受講に努めることとする。

7. 監理技術者等の職務

(3) 監理技術者等は、現場代理人を兼ねることができる（~~専任特例1号及び2号の場合を除く~~）。

第2編 材料編

第2章 材料

第7節 セメントコンクリート製品

2. 7. 1 一般事項

3. アルカリシリカ反応抑制対策

請負人は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（~~国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日、国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号~~）及び「「アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領」の運用について」（~~国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日、国官技第113号、国港環第36号、国空建第79号~~）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。

第8節 瀝青材料

2. 8. 3 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（~~令和5年9月改正 政令第276号~~
~~令和7年10月改正 政令第361号~~）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-36、37、38の規格に適合するものとする。

第3編 工事共通編

第1章 土工

第2節 適用すべき諸基準

日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説

~~（平成29年3月）~~

（令和7年11月）

第4節 道路土工

1. 4. 1 一般事項

3. 構造物取付け部

請負人は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて

入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。

特に、橋台躯体背面部では、基礎地盤及び橋台躯体背面部の安定性、降雨等に対する排水性を確保できるように、使用する材料及び構造特性に応じて適切な施工の方法及び順序等に基づいて施工しなければならない、橋梁接続区間では、速やかな排水や構造物の状態に配慮しながら、必要な記録を残さなければならない。

なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）~~7-9~~
~~橋台背面アプローチ部~~11章 橋台躯体背面部 12章 橋梁接続区間など」（日本道路協会）及び「道路土工 盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会）を参考とする。

第2章 無筋・鉄筋コンクリート

第1節 適用

4. アルカリシリカ反応抑制対策

請負人は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（~~国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、~~平成14年7月31日、国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（~~国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場部建設課長通達、~~平成14年7月31日、国官技第113号、国港環第36号、国空建第79号）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認しなければならない。

第3節 レディーミクストコンクリート

2. 3. 2 工場の選定

1. 一般事項

(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場「産業標準化法律」（~~平成30年5月改正法律第33号~~令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。

2. 3. 3 配合

1. 配合

(1) 一般事項

請負人は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少な小さくするように定めなければならない。

第6節 運搬・打設

2. 6. 2 セメント

3. 普通ポルトランドセメントの品質

普通ポルトランドセメントの品質は、表2-23の規格に適合するものとする。

表2-23 普通ポルトランドセメントの品質

品	質	規	格
---	---	---	---

比表面積	cm ² / g	2500 以上
凝 結 h	始 発	1 以上
	終 結	10 以下
安 定 性	パット法	良
	ルシャチリエ法 mm	10以下
圧縮強さ N/mm ²	3 d	12.5 以上
	7 d	22.5 以上
	28 d	42.5 以上
水 和 熱 J/g	7 d	測定値を報告する
	28 d	測定値を報告する
酸化マグネシウム	%	5.0 以下
三 酸 化 硫 黄	%	3.5 以下
強 熱 減 量	%	5.0 以下
全アルカリ (Na o eq)	%	0.75 以下
塩化物イオン	%	0.035 以下

注) 全アルカリ (Na o eq)の算出は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) 付属書ポルトランドセメント (低アルカリ形) による。

2. 6. 4 打設

1. 一般事項

請負人は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が日平均で 25℃ を超える場合で 1.5 時間、25℃ 以下の場合で 2 時間を超えないもの以内とし、かつコンクリートの運搬時間 (練混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間) は、1.5 時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督員と協議しなければならない。なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。

第 7 節 鉄筋工

2. 7. 3 加工

4. 曲げ戻しの禁止

請負人は、~~原則として~~曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。

第 8 節 型枠・支保

2. 8. 2 構造

2. 面取り

請負人は、~~特に定めない場合は、~~コンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。

第 3 章 一般施工

第 2 節 適用すべき諸基準

日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編 ~~Ⅱ 鋼橋編・鋼橋部材編~~)
(平成 29 年 11 月令和 7 年 10 月)

日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ 鋼橋編・鋼橋部材編) (令和 7 年 10 月)

日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (~~Ⅰ 共通編~~Ⅳ 下部構造物編)
(平成 29 年 11 月令和 7 年 10 月)

日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(令和 2 年 9 月)	
日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧 (資料等)	(平成 26 年 3 月)	
日本道路協会	鋼道路橋塗装便覧	(平成 26 年 3 月)	
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成 31 年 3 月)	
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成 4 年 12 月)	
日本道路協会	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	(平成 2 年 11 月)	
建設省	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	(昭和 49 年 7 月)	
建設省	薬液注入工事に係わる施工管理等について	(平成 2 年 9 月)	
日本グラウト協会	薬液注入工法の設計・施工指針	(平成元年 6 月)	
国土交通省	仮締切堤設置基準 (案)	(令和 6 年 3 月一部改正)	
環境省	水質汚濁に係る環境基準 (環境省告示第 6 号) (令和 5 年 3 月) 水質汚濁に係る環境基準について (昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号 (令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 35 号最終改正))		
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧	(令和 3 年 3 月)	
日本道路協会	杭基礎施工便覧	(令和 2 年 9 月)	
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計・施工指針	(平成 25 年 10 月)	
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説	(平成 24 年 5 月)	
日本道路協会	道路土工―軟弱地盤対策工指針	(平成 24 年 8 月)	日本
道路協会	道路土工要綱	(平成 21 年 6 月)	
日本道路協会	道路土工―盛土工指針	(平成 22 年 4 月)	
日本道路協会	道路土工―切土工・斜面安定工指針	(平成 21 年 6 月)	
日本道路協会	道路土工―擁壁工指針	(平成 24 年 7 月)	
日本道路協会	道路土工―カルバート工指針	(平成 22 年 3 月)	
日本道路協会	道路土工―仮設構造物工指針	(平成 11 年 3 月)	
日本道路協会	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	(令和 3 年 10 月)	
日本道路協会	舗装再生便覧	(令和 6 年 3 月)	
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成 18 年 2 月)	
日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧	(令和 5 年 2 月)	
建設省	トンネル工事における可燃性ガス対策について	(昭和 53 年 7 月)	
建設業労働災害防止協会	ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和 3 年 4 月) (令和 6 年 4 月)		

- 建設省 道路付属物の基礎について (昭和 50 年 7 月)
- 日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和 2 年 6 月)
- 日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和 59 年 10 月)
- 全日本建設技術協会 土木構造物設計マニュアル(案)
[土工構造物・橋梁編] (平成 11 年 11 月)
- 全日本建設技術協会 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き
(案)[ボックスカルバート・擁壁編] (平成 11 年 11 月)
- 国土交通省 ~~建設副産物適正処理推進要綱~~ (平成 14 年 5 月)
~~建設副産物適正処理推進要綱の改正について~~
- 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関する
ガイドライン (令和 2 年 7 月)
- 国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)[樋門偏]
(平成 13 年 12 月)
- 国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計
・施工の手引き(案)(樋門偏) (平成 13 年 12 月)
- 国土交通省 道路土工構造物技術基準 ~~(平成 27 年 3 月)~~ (令和 7 年 6 月)
- 労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (令和 5 年 4 月)
- 厚生労働省 手すり先行工法に関するガイドライン
(令和 5 年 12 月)
- 土木学会 コンクリート標準示方書(規準編) [2023 年制定]
(2023 年 9 月)
- 地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル (平成 23 年 8 月)

第 3 節 共通の工種

3. 3. 7 桁製作工

1. 製作加工

(2) 工作

- ⑥ 請負人は、孔あけにあたって、**設計図書**に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。~~ただし、二次部材(道示による)で板厚 16mm 以下の材片は、押抜きにより行うことができる。~~また、仮組立時以前に主要部材に**設計図書**に示す径を孔あけする場合は、NC 穿孔機または型板を使用するものとする。

なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。

- ⑦ 請負人は、~~主要部材において~~冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の 15 倍以上にしなければならない。なお、これにより難しい場合は、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

ただし、JIS Z 2242:2023 (金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表 3-4 に示す条件を満たし、かつ、化学成分中の窒素 0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の 7 倍以上または 5 倍以上とすることができる。

(4) 溶接施工試験

1) SBHS700 及び SBHS700W において、1 パスの入熱量が 5,000J/mm を超える場合

~~±~~2) SM570 または SMA570W、SM520 及び SMA490W において、1 パスの入熱量が

7,000 J/mm を超える場合

~~2~~3) SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y 及び SM490 において、1 パスの入熱量が 10,000 J/mm を超える場合

~~3~~4) 被覆棒アーク溶接法(手溶接のみ)、ガスシールドアーク溶接棒(CO₂ ガスあるいは Ar と CO₂ の混合ガス)、サブマージアーク溶接法、**頭付きスタッドのアークスタッド溶接法**以外の溶接を行う場合

~~4~~5) 鋼橋製作の実績がない場合

~~5~~6) 使用実績のないところから材料供給を受ける場合

~~6~~7) 採用する溶接方法の施工実績がない場合

(8) 予熱

請負人は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側 100mm 範囲の母材を表3－6の条件を満たす場合に限り、表 3－5 による予熱することを標準とする。

なお、鋼材の PCM 値を抵触すれば余熱温度を低減できる。この場合の余熱温度は表 3－7 とする。

表 3－5 予熱温度の標準

鋼 種	溶 接 方 法	予 熱 温 度(℃)			
		板 厚 区 分(mm)			
		25 以下	25 を超え 40 以下	40 を超え 50 以下	50 を超え 100 以下
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SM490 SM490Y	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
SM520 SM570	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80
SMA 490W SMA 570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80
SBHS400 SBHS400W SBHS500 SBHS500W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SBHS700 SBHS700W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	50	50	50	50
	ガスシールドアーク溶接 サブマージアーク溶接	50	50	50	50

注)「予熱なし」については、気温(室内の場合は室温)が 5℃以下の場合は 20℃以上に

加熱する。

表 3－6 余熱温度の標準を適用する場合の P_{CM} 値の条件

(%)

鋼種 鋼材の 板厚 (mm)	SM400 SMA400W	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W	SBHS400 SBHS400W	SBHS500 SBHS500W	SBHS700 SBHS700W
25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.22 以下	0.22 以下	0.30 以下
25 を超え 50 以下		0.24 以下		0.27 以下	0.27 以下			
50 を超え 75 以下			0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下			0.32 以下
50 75 を超 え 100 以下		0.24 以下						—

(11) 溶接の検査

表 3－9 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率

部 材	放射線透過試験	超音波探傷試験
	撮影箇所	検査長さ
鋼製の橋脚軀体部の梁及び柱	継手全長とする	
主桁のフランジ(鋼床版を除く)及び腹板		
鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して 50 cm (2 枚)、中間部で 1m につき 1 箇所(1 枚)及びワイヤ継部で 1 箇所(1 枚)とする	継手全長を原則とする

(13) ひずみとり

請負人は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレスまたはガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ただし、**SBHS700 及び SBHS700W のプレス矯正については、施工条件を確認する必要がある。**ガス炎加熱法によって、矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表 3－11 によるものとする。

2. ボルト・ナット

(1) ボルト孔の径は、表 3－12 に示すとおりとする。

表 3－12 ボルト孔の径

ボルトの呼び	ボルトの孔の径 (mm)	
	摩擦/引張接合	支圧接合
M20	22.5	21.5
M22	24.5	23.5
M24	26.5	25.5

ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径+4.5mm までの拡大孔をあけてよいものとする。なお、この場合は、設計の

断面控除（拡大孔の径+0.5mm）として改めて継手の安全性を照査耐荷性能を評価するものとする。

- ① 仮組立時で工場制作時のリーミングが難しい場合
 - 1) 箱型断面部材の縦リブ継手
 - 2) 鋼床版橋の縦リブ継手
- ② 仮組立の形状と架設時の形状が異なる場合
鋼床版橋の主桁と鋼床版を取付ける縦継手

第4節 基礎工

3.4.5 場所打杭工

19. 泥水処理

請負人は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準について（環境省告示第6号 令和5年3月）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。

3.9.4 表層安定処理工

6. 配合試験

請負人は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法、または安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の基準により試験を行わなければならない。

3.9.9 固結工

10. 施工管理等

請負人は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達技調発第188号）の規定による。なお、請負人は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

3.13.2 軽量盛土工

2. 軽量材の損傷防止

請負人は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。

第4編 河川編

第1章 築堤・護岸

第5節 法覆護岸工

1.5.2 材料

1. 遮水シート

表1-4 止水材の品質規格

試験項目	単位	規格値	試験方法
漏水量	(ml/sec) / (1.8㎡)	25以下	建設省土木研究所資料第3103号の小型浸透試験による。

引張強さ	N/mm ²	11.8以上	日本産業規格（JIS）で規定されている各材料ごとの試験方法による。
摩擦係数		0.8以上	平成4年度建設省告示第1324号に 基づく おける開発目標に照らして評価した際の摩擦試験方法による。

第3章 樋門・樋管

第2節 適用すべき諸基準

国土交通省 河川砂防技術基準 (令和67年10月)

国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (令和67年3月)

第4章 水門

第2節 適用すべき諸基準

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編—Ⅱ鋼橋・鋼部材編）
(平成29年11月令和7年10月)

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）
(令和7年10月)

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編—Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材・コンクリート上部構造編）
(平成29年11月令和7年10月)

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編—Ⅳ下部構造編）
(平成29年11月令和7年10月)

第3節 工場製作工

4. 3. 2 材 料

4. 被覆アーク溶接棒

請負人は、被覆アーク溶接棒を表4-2に従って乾燥させなければならない。

表4-2 溶接棒乾燥の温度と時間

溶接棒の種類		溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間
軟鋼用被覆アーク溶接棒		乾燥(開封)後 12 8時間以上経過したとき、もしくは溶接棒が吸湿した恐れがあるとき	100～150℃ 70～100℃	1時間以上 30～60分
低水素系被覆アーク溶接棒	490Mpa級	乾燥(開封)後4時間以上経過したとき、もしくは溶接棒が吸湿した恐れがあるとき	300～400℃	1時間以上 30～60分
	590Mpa級			
			350～400℃	60分以上

第5章 堰

第2節 適用すべき諸基準

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編—Ⅱ鋼橋・鋼部材編）
(平成29年11月令和7年10月)

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）
(令和7年10月)

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編—Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材・コンクリート上部構造編）
(平成29年11月令和7年10月)

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編—Ⅳ下部構造編）

(平成29年11月令和7年10月)

第5編 砂防編
第1章 砂防堰堤
第2節 適用すべき諸基準

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 ~~Ⅱ橋梁編~~）

(平成29年11月令和7年10月)

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）

(令和7年10月)

第6編 道路編
第3章 道路付属物
第4節 標識工

3. 4. 2 材料

4. 補強材の取付

請負人は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にひずみの出ないようにスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWSP7903-19792023「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。

第4章 橋梁下部
第2節 適用すべき諸基準

日本道路協会 道路橋示方書・同解説 Ⅰ共通編

(平成29年11月令和7年10月)

日本道路協会 道路橋示方書・同解説 Ⅱ ~~鋼橋~~・鋼部材・鋼上部構造編

(平成29年11月令和7年10月)

日本道路協会 道路橋示方書・同解説 Ⅳ下部構造編

(平成29年11月令和7年10月)

日本道路協会 道路橋示方書・同解説 V ~~耐震設計~~上下部接続部編

(平成29年11月令和7年10月)

第6節 鋼製橋脚工

4. 6. 10 橋脚架設工

1. 適用規定

請負人は、橋脚架設工の施工については、「道路橋示方書・同解説 Ⅱ ~~鋼橋~~・鋼部材・
~~鋼上部構造編~~」（日本道路協会）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、
設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

4. 6. 11 現場継手工

2. 適用規定（2）

請負人は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説 Ⅱ ~~鋼橋~~・鋼部材・
~~鋼上部構造編~~」（日本道路協会）、「鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章 架設」
（日本道路協会）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の
承諾を得なければならない。

第5章 鋼橋上部

第2節 適用すべき諸基準

- 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 I 共通編 (~~平成29年11月~~令和7年10月)
- 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 II ~~鋼橋・~~鋼部材・鋼上部構造編 (~~平成29年11月~~令和7年10月)
- 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 V ~~耐震設計~~上下部接続部編 (~~平成29年11月~~令和7年10月)
- 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 (~~平成29年11月~~令和7年10月)

第3節 工場製作工

5. 3. 2 材料

6. 溶接材料

- (2) SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570~~及び~~、SBHS500~~及び~~SBHS700鋼材を溶接する場合

8. サブマージアーク溶接に用いるフラックス

請負人は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表5-3に従って乾燥させなければならない。

表5-3 フラックスの乾燥の温度と時間

フラックスの種類		乾燥温度	乾燥時間
溶融フラックス	ガラス状	150～350℃	1時間 60分以上
	軽石状	200～350℃	60分以上
ボンドフラックス		200～ 250 350℃	1時間 60分以上

第6節 床版工

5. 6. 2 床版工

1. 鉄筋コンクリート床版

- (5) 請負人は、スぺーサは、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。

なお、それ以外のスぺーサを使用する場合あらかじめ設計図書に関して協議しなければならない。スぺーサは、1㎡あたり4個~~を配置の目安以上~~とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。

第6章 コンクリート橋上部

第2節 適用すべき諸基準

- 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 I 共通編 (~~平成29年11月~~令和7年10月)
- 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 III ~~コンクリート橋・~~コンクリート部材・コンクリート上部構造編 (~~平成29年11月~~令和7年10月)
- 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 V ~~耐震設計~~上下部接続部編 (~~平成29年11月~~令和7年10月)

第4節 PC橋工

6.4.3 ポストテンション桁製作工

3. PC緊張の施工

(8) プレストレッシングの施工については、「道路橋示方書・同解説 ~~I 共通編、~~
(~~III コンクリート橋・コンクリート部材編~~コンクリート部材・コンクリート
上部構造編) 15.11PC 鋼材工及び緊張工(日本道路協会)」に基づき管理するも
のとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強
度等の記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速
やかに提示するとともに、工事完了時に納品する。

第14章 コンクリート橋上部

第3節 除雪工

14.3.1 一般事項

1. 適用工種

本節は、除雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処
理工、雪道巡回工、待機~~補償~~費、保険費、除雪機械修理工その他これらに類する工種
について定める。

14.3.7 安全処理工

2. 適用規定

人工雪崩の施工については、「~~除雪・防雪ハンドブック(防雪編)~~」(~~日本建設機械化
協会) 6.2.5 雪崩の処理~~「防雪ハンドブック2025改訂版」(雪センター) 5.2.5雪
崩の管理の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

施工体制台帳

[会社名・事業者ID] _____

[事業所名・現場ID] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号 令和 年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号 令和 年 月 日

工事名称及び工事内容				
発注者及び住所				
工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日	

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の監督員名		権限及び意見 申出方法	
----------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
------	--	----------------	--

現場代理人名		権限及び意見 申出方法	
--------	--	----------------	--

監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
------------------	-----------	------	--

監理技術者補佐名		資格内容	
----------	--	------	--

専門技術者名		専門技術者名	
--------	--	--------	--

資格内容		資格内容	
------	--	------	--

担当工事内容		担当工事内容	
--------	--	--------	--

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	------------------------------	-----	-------------------	-----

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID		代表者名	
住所			
工事名称及び工事内容			
工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契約日	令和 年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号 令和 年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号 令和 年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	------------------------------	----------------	-------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

再下請負通知書

直 近 上 位
注 文 者 名

【報告下請負業者】

住 所

元請名称・
事 業 者 ID

会社名・
事業者 ID

代表者名

《自社に関する事項》

工 事 名 称
及
工 事 内 容

工 期

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

注文者との
契 約 日

令和 年 月 日

建 設 業 の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可（更新）年月日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	令和 年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	令和 年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外			
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現 場 代 理 人 名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名	
主 任 技 術 者 名	専 任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担 当 工 事 内 容	

一号特定技能外 国人の従事の状 況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)	有 無
-----------------------------	----------	---	---------------------	----------------------------	----------

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名 ・事業者 ID		代 表 者 名	
住 所 電 話 番 号			
工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契 約 日	令和 年 月 日

建 設 業 の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可（更新）年月日	
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	令和 年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号	令和 年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外			
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外 国人の従事の状 況（有無）	有 無	外国人建設就 労者の従事の 状況(有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事の 状況(有無)	有 無
-----------------------------	----------	---	---------------------	----------------------------	----------

※再下請通知書の添付書類(建設業法施行規則第14条の4第3項)

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工
事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)